

## 後見制度支援信託について

### <後見制度支援信託とは>

後見制度支援信託は、後見制度を本人の財産管理の面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が管理する預貯金口座に対して、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の財産を保全することができます。

平成28年9月末現在、受託件数は1万5千件を突破しており、平成24年2月の取扱開始以降、受託件数、受託残高とも大きく伸びています。

### <後見制度支援信託の受託状況>

(件、億円)

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末
受託件数	174	1,048	5,188	12,918	16,552
受託残高	59	350	1,654	3,760	4,727